

## ○日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱

平成17年3月22日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図るために要する費用の助成について必要な事項を定めるものとする。

(平23告示225・一部改正)

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、日田市とする。

(利用者負担の軽減を行う旨の申出)

第3条 本事業の軽減を実施しようとする社会福祉法人等は、市長に利用者負担軽減申出書（様式第1号）を提出しなければならない。

(軽減の対象となるサービスの種類)

第4条 軽減の対象となるサービスは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とする。

(平18告示237・全改、平24告示270・一部改正)

(軽減の対象となる利用者負担)

第5条 軽減の対象となるサービスの利用者負担は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・臨時対応型訪問介護看護については、介護費負担
- (2) 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については、介護費負担及び食費負担
- (3) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては、介護費負担、宿泊費及び食費負担
- (4) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護については、介護費負担、滞在費及び食費負担
- (5) 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、次に掲げる利用者負担とする。

ア 旧措置入所者で利用者負担が5パーセントを超える者は、介護費負担、居住費及び食費負担

イ 平成12年4月1日以降の入所者は、介護費負担、居住費及び食費負担

2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者については、個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担に限り、軽減の対象とする。

(平18告示237・平23告示225・平24告示270・一部改正)

(対象者)

第6条 利用者負担の軽減の対象となる者（以下「対象者」という。）は、**市民税世帯非課税**であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の**収入**や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間**収入**が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
  - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- (平23告示225・一部改正)

(軽減の申請)

第7条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、**収入**状況を証明する書類を添付のうえ、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)及び社会福祉法人等利用者負担軽減申告書(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、その結果を社会福祉法人等利用者軽減対象決定通知書兼確認書(様式第3号)により、軽減の対象者であるか否かを通知し、軽減の対象者には、併せて社会福祉法人等利用者軽減対象確認証(様式第4号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、8月1日(年の途中で申請を行った者にあつては、申請日の属する月の初日)から7月31日までとし、毎年更新するものとする。

(平27告示113・一部改正)

(確認証の提示)

第10条 確認証の交付を受けた者は、社会福祉法人等による利用者負担の軽減を受けようとするときは、確認証を提示しなければならない。

2 確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、当該被確認者に対して利用者負担の軽減を行うものとする。

(軽減の程度)

第11条 社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行う場合は、軽減の程度を利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とし、申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市長が決定し、確認証に記載する。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成25年8月1日及び平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者で、廃止時点において個室の居住費(滞在費)の利用者負担がなかった対象者については、軽減の程度を利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担に限り全額とする。

3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平23告示225・平26告示27・一部改正)

(補助金の交付)

第12条 市長は、社会福祉法人等が本要綱に定めるところにより低所得者の利用者負担の軽減を実施したときは、日田市補助金等交付規則に基づき、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で助成するものとする。

(他の軽減措置等との適用関係)

第13条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減措置の適用がある者については、まずこの措置の適用を行い、その後この要綱に規定する軽減制度の適用を行うものとする。

2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に規定する軽減制度の適用を行い、その後利用者実際に負担した額に対して支給するものとする。

3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、この要綱に規定する軽減制度の適用を行うものとする。

4 前2項に規定するサービス費のうち、高額介護サービス費及び高額介護予防サービ

ス費との適用関係については、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者について、高額介護サービス費の見直しにより、介護費負担がこの要綱の軽減を上回る軽減となることから、この要綱の軽減対象としない。ただし、途中入所等で介護費負担が低く、高額介護サービス費等の適用ができないときは、この要綱を適用できる。

(平18告示237・平21告示223・平24告示270・一部改正)

(補助金の対象額経費)

第14条 補助対象となる額は、社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った額の総額から、当該社会福祉法人が本来受領すべき介護保険サービスに係る利用者負担収入の総額の100分の1に相当する額を控除した額とする。

(補助金の額)

第15条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者負担の軽減に係る補助金の額は、これらのサービスに係る補助対象額経費の2分の1に相当する額とする。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス及び介護福祉施設サービスの利用者負担の軽減に係る補助金の額は、これらのサービスに係る補助対象額経費の2分の1とする。ただし、当該サービスに係る軽減総額が当該施設の運営に関し、本来受領すべき利用者負担収入総額の10分の1に相当する額を超える部分については、全額を補助の対象とする。

(平18告示237・平24告示270・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町（以下「旧町村」という。）の編入の日前に、旧町村の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日告示第350号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月20日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成18年6月20日告示第237号）

改正 平成21年5月22日告示第223号

平成23年5月18日告示第225号

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月22日告示第223号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の要綱の規定は、この告示の適用の日以後の介護保険サービ

ス利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の介護保険サービス利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 5 月18日告示第225号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の要綱の規定は、この告示の適用の日以後の介護保険サービス利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の介護保険サービス利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 5 月31日告示第270号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱の規定は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 3 月28日告示第27号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 1 日告示第113号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の日田市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 9 条の規定による確認証の有効期限が「平成27年 6 月30日まで」となっている場合は、改正前の要綱第 9 条の規定にかかわらず、「平成27年 7 月31日まで」と読み替えて適用するものとする。